



宮 崎 県 公 報

平成26年12月11日（木曜日） 第 2650 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁	○港湾施設の概要の公示……………（港湾課） 2
○民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課） 1		公 告
○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 1		○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見……………（商工政策課） 2
○道路の供用の開始（2件）……………（ " ） 1		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見（2件）……………（ " ） 2
		○都市計画の決定図書の写しの縦覧（2件）……………（都市計画課） 3

告 示

宮崎県告示第 709号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。
平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字庵川字次郎ヶ迫4020-1、4020-4、4021、4032-1、字仮股4081-6、4081-8、4081-10、4101-8、4101-18、字折木4483-1、4483-6

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 710号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年12月11日から平成26年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾	延岡市北方	旧	9.1 ～	28.9

木線	町うそ越字 上畑子2675 番2地先か ら同市同町 うそ越同字 子2675番58 地先まで	新	14.1 10.6～ 18.7	28.9
----	---	---	-----------------------	------

宮崎県告示第 711号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年12月11日から平成26年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町うそ越字 喰来子2857 番1地先か ら同市同町 うそ越同字 子2852番1 地先まで	旧	4.7 ～ 6.9	124.6
				新	5.6 ～ 10.6	124.6

宮崎県告示第 712号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年12月11日から平成26年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町うそ越字上畑子2675番2地先から同市同町うそ越同字子2675番58地先まで	平成26年12月11日

宮崎県告示第 713号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年12月11日から平成26年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町うそ越字喰来子2857番1地先から同市同町うそ越同字子2852番1地先まで	平成26年12月11日

宮崎県告示第 714号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図対象番号）	数 量	能 力
細島港	係留施設	岸壁	日向市大字日知屋字畑浦5552番 498地先（C-1-18）	延長 110.0 メートル	水深 6.5 メートル
	荷さばき	荷さばき	日向市大字日知屋字畑浦5552番 498及び	面積 330平方	アスファルト

施設	地	同地先 (F-4-4)	メートル	舗装
港湾 管理 施設	その 他の 港湾 の管 理の ため の施 設（ 照明 灯）	日向市大字日知屋字 新開 17371の 2 (N-5-15)	1 基	高さ 12.0メ ートル 660ワ ット× 1 灯/ 1 基
		日向市大字日知屋字 新開 17371の 2 (N-5-16)	1 基	高さ 12.0メ ートル 660ワ ット× 1 灯/ 1 基

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス三宅店
西都市右松2222-1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成26年10月 8 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月11日から平成27年 1 月13日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー広原店
北諸県郡三股町宮村2950番 3 号
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成26年 7 月16日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月11日から平成27年 1 月13日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー広原店

北諸県郡三股町宮村2950番 3 号

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 2 項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

平成26年 7 月16日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月11日から平成27年 1 月13日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画地区計画

松ノ木田地区地区計画

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧

に供する。

平成26年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画地区計画

信成町地区地区計画

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

--	--